

聖旨ニ奉テ、
日宮殿、大宮殿、西宮殿、皇太后宮殿、三公殿、
陽正日始テ、
...

内閣官憲 兼 葬儀委員長

明治五年六月四日

内閣官憲 兼 葬儀委員長

第三節 官司ノ葬儀委員長

明治五年一月内務省達乙第七號ノ

解釋問題

明治十五年一月二十四日
内務省達乙第七號

府 縣

自今神官ハ「教導職」ノ兼補ヲ廢シ葬儀ニ關係
セサルモノトス此旨相達候事
但府縣社以下「神官」ハ當分従前之通

第一 序説

今回ノ國葬ニ際シ葬儀委員長ニ海軍大將有馬良橘ノ任命
セラルルヤ、同人ガ一面明治神宮官司ノ現職ニ在ルノ故ヲ以テ官司ヲ

葬儀委員長ニ任命スル明治十五年一月二十四日内務省達乙第七號ニ抵觸ストノ議論ヲ生ジ、内務省ハ神事ニ関スル問題ハ其ノ影響ニシテル所多ク事面倒ナリトシ、葬儀委員長ノ更迭ヲ要望シ、爲ニ種々ノ経緯ヲ經テ十日祭ノ儀終了後有馬委員長ノ辭任ヲ見ルニ至リ、其事一ハ右内務省達ノ解釈問題ニ係ルヲ以テ茲ニ葬儀委員長任命ノ經過ヲ明シ、右解釈問題ノ経緯ヲ記録シオクベシ。

第二 葬儀委員長詮衡経緯

東郷元帥薨去ニ付國葬奏請ノ内議アレバ、大角海軍大臣ハ堀切内閣書記官長及横溝内閣官房總務課長ニ對シ、海軍全般ニ要望トシテ葬儀委員長ニ齋藤内閣總理大臣自ラ當ラレ度旨申出テタリ。其ノ理由トスル所ハ、曩ニ山本大勲位ノ葬儀ニ際シテハ海軍大臣が葬儀委員長トナリタルヲ以テ、其ノ權衡上東郷元帥ニ付テハソレ以上ノ人ヲ以テ葬儀委員長トスルヲ要スト云フニ在リ。然レトモ現

葬儀委員長先例

職ノ總理大臣が葬儀委員長トナルコトハ、當ナラズ、從來ノ國葬ノ例ニ徴スルニ國務大臣が葬儀委員長トナリタルコトスラ無キヲ以テ、寧ろ口上海軍大臣自ラ葬儀委員長ニ當ラルルヲ穩當トスル旨堀切書記官長及横溝總務課長ヨリ答ヘタリ。

(註) 國葬委員長先例

年次	國葬人名	任命	氏名
明治十七年七月二十日	贈太政大臣 岩倉 具視	明治十七年七月二十日	宮内大臣 藤田 昌泰
同二十一年十二月六日	前左大臣 島津 久光	同二十一年十二月六日	(藤田) 藤田 昌泰
同二十四年二月二十日	内大臣 三條 實美	同二十四年二月十九日	(藤田) 藤田 昌泰
同二十八年一月三日	有栖川宮熾仁親王	同二十八年一月三日	皇太子宮内大臣 藤田 昌泰
同二十八年十月五日	北宮官能久親王	同二十八年十月五日	(藤田) 藤田 昌泰
同二十九年十月三日	公爵毛利元德	同二十九年十月三日	皇太子宮内大臣 藤田 昌泰
同三十年十月十日	同 島津忠義	同三十年十月十日	藤田 昌泰